

## パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める意見書（案）

わが国のパートやアルバイト・派遣などの非正規労働者は1700万人を越え、労働者3人に1人の割合となり、増加の一途をたどっています。特に女性労働者の半数以上、青年労働者の半数が非正規労働者です。

昨今、少子化がすすみ、青年層や世帯主であるパートタイム労働者の増加、機能的役割を担うパートタイム労働者の増加が見られ、その労働力が日本経済を支えるものとなってきています。

昨年、パートタイム労働法が改定され、今年4月1日から施行となりました。ワーキングプアをなくし、「格差と貧困の拡大」を是正していくために労働基準法や育児介護休業法など関連法規とともに、改定パートタイム労働法を周知させ、企業努力を促進させていく努力が求められています。

1994年6月、ILO（国際労働機関）総会では「パートタイム労働に関する条約」とその勧告が採択されました。この条約では、パート労働者はフルタイム労働者より労働時間が短いだけであり、その権利や社会保障、労働条件などは、働く時間に応じて「均等待遇」とするよう求めています。

政府は、パート労働者の実効ある待遇改善をすすめるために、早期に「ILOパートタイム175号条約」を批准し、その主旨にそって、3年後に見直される「パートタイム労働法」に「均等待遇」を明記し、罰則規定など実効性あるものにするよう、要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

（日本共産党提出）